国立大学法人東京外国語大学アゴラ・グローバル プロメテウス・ホールの使用 料金に関する規程

平成 22 年 5 月 18 日 規 則 第 3 8 号

改正 平成 26 年 7 月 8 日規則第 44 号 平成 29 年 2 月 2 日規則第 10 号 平成 30 年 3 月 27 日規則第 11 号 令和元年 10 月 15 日規則第 97 号 令和 5 年 2 月 22 日規則第 8 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学アゴラ・グローバル プロメテウス・ホールの使用に関する規程(以下「使用規程」という。)第6条の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学アゴラ・グローバル内にあるプロメテウス・ホール(以下「プロメテウス・ホール」という。)を一時使用させる場合の使用料金及び光熱水料負担額を定める。

(使用料金)

第2条 プロメテウス・ホール及びプロメテウス・ホールと併せて使用する場合の附属施 設の使用料金は、次表のとおりとする。ただし、附属施設のみの使用は認めない。

	22 25/11/12/12/12/12/12/12/12/12/12/12/12/12/					
	使用室名	午前のみの基本料金	午後のみの基本料金	全日基本料金		
23/11 = 2		9:00~13:00(4時間)	13:00~17:00(4時間)	9:00~17:00(8時間)		
ホール (501 席)		49,300円	49,300円	78,700円		
(受付・クロークを						
含む)						
附属施設	楽屋 1	6,100円	6,100円	12,200円		
	楽屋 2	6,100円	6,100円	12,200円		
	控室	7,300円	7,300円	14,600円		
	同時通訳室	1,200円	1,200円	2, 400円		
	同時通訳ブースA	900円	900円	1,800円		
	同時通訳ブースB	900円	900円	1,800円		
1				1		

- (1) 使用時間を超過する場合の使用料金は、1時間につき、午後の基本料金の100 分の25に該当する額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、使用規程第2条第2項第1号の会合、及び第2号のうち協 賛する会合については、前項に規定する使用料金の100分の37に該当する額を徴収 する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、使用規程第2条第2項第2号のうち共催する会合については、第1項に規定する使用料金の100分の20に該当する額を徴収する。

- 4 第1項の規定にかかわらず、使用規程第2条第2項第3号の会合については、第1項 に規定する使用料金の100分の8に該当する額を徴収する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、使用規程第2条第2項第4号の会合については、第1項 に規定する使用料金の100分の20に該当する額を徴収する。

(設備使用料)

第3条 プロメテウス・ホール添え付けの設備を使用する場合は、次表の金額を前条第1 項に規定する使用料金に追加し徴収する。

使用設備名	使用料
	1回の使用につき31,500円(外語会会員及び学生後援会会員は
	10,500円)

(光熱水料負担額)

第4条 プロメテウス・ホールの光熱水料負担額は、次表のとおりとする。

使用室名	1時間の使用につき
ホール (501 席)	3,200円

附則

この規程は、平成22年5月18日から施行する。

附則

この規程は、平成26年7月8日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月15日から施行する。ただし、改正後の第3条及び第4条の規定は、施行日以後の予約から適用する。

附則

この規程は、令和5年2月22日から施行する。